

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査結果

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査

1. 背景

「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」とりまとめにおいて、医療機関の敷地内に所在する薬局（以下、「敷地内薬局」という。）については、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持っていないとの指摘がなされた一方で、高度な医療を提供する病院の敷地内薬局の場合、高額な薬剤の調剤や高度な薬学管理等、地域の薬局では果たせない役割を持つ場合があるとの意見があったとされている。また、同一敷地内にある医療機関との関係性のあり方について、公募内容をふまえて実態を把握する必要があるとされていることを踏まえ、病院敷地内薬局の機能や公募内容の実態に関する調査を実施した。

2. 調査対象・調査方法

病院敷地内薬局を対象に、厚生労働省で作成したwebアンケートフォームをメールまたはFAXで送付し、1カ月程度の回答期間を設けて回答を収集した。敷地内薬局の選定に当たっては、令和5年4月1日時点で特別調剤基本料を算定している薬局のうち、敷地内薬局である敷地内薬局の蓋然性が高い薬局に加え、関係団体（（公社）日本薬剤師会、（一社）日本保険薬局協会、（一社）日本チェーンドラッグストア協会）等に協力いただき、把握している病院敷地内薬局も対象とした。調査期間：2023年10月24日から2024年3月15日まで

3. 調査内容（概要）

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ① 高度な薬学管理機能について | ③ 敷地内医療機関との連携体制について |
| ② かかりつけ機能・地域との連携体制について | ④ 薬局の開設について |

4. 回答薬局数

病院の敷地内薬局として、**220薬局**の回答を得た。

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ (令和4年7月11日) (抜粋)

第4 具体的な対策 4. 地域における薬剤師の役割 (4) その他

③敷地内薬局

- 本ワーキンググループでは、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づく保険薬局の構造規制の見直しが行われたことにより近年増加している医療機関内の敷地内薬局について、主に①薬局機能、②病院との関係性に関する論点の整理を行った。
- 薬局機能については、病院の敷地内に立地していることから、当該病院の処方箋への対応が中心であり、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つとは考えにくく、その場合、地域の医療・介護関係者と連携した対応を行うという地域包括ケアの精神に逆行するとの意見が多数あった。なお、病院の近くにある門前薬局についても、特定の医療機関の処方箋に依存する場合はかかりつけ薬剤師・薬局の機能を持たないという点では同様との意見があった。
- 一方で、希少疾患やがんなどに対する高度な医療を提供する病院の敷地内薬局の場合、高額な薬剤の調剤や高度な薬学管理等、地域の薬局では果たせない役割を持つ場合があるのではないかという意見や、ターミナルケアや高度な薬学管理といった機能分化が必要な場合があるのではないかという意見があった。
- これに対し、敷地内薬局が地域の薬局では果たせない役割を持つとしても、敷地内である必然性はないとの意見や、地域の薬局でも高額な薬剤の調剤や高度な薬学管理等の機能を果たしている場合もあるとの意見があった。
- 病院との関係性については、敷地内薬局の開設に係る病院の公募内容を踏まえれば、薬局から病院への利益供与に当たると考えられるとの意見があった。
- また、敷地内薬局は、病院と敷地又は建物を共有していることから、患者に対して同一組織との誤認を与えたり、特定の薬局への誘導に近い効果があるのではないかとの意見があった。
- 本ワーキンググループにおいては、敷地内薬局について、
 - ・かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を果たすとは考えにくい
 - ・敷地内薬局の開設に係る病院の公募内容を踏まえれば利益供与に当たるとはならないかといった多くの問題点が指摘され、国が必要な対応をすべきとの意見が多かった。
- 敷地内薬局の実態を把握し、それに基づいた議論を行うために、**厚生労働省は、敷地内薬局の現状(かかりつけ薬剤師・薬局や高度薬学管理に関する機能や地域の医療機関や薬局との連携等)や病院の公募内容の調査を実施すべき**である。

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査（項目）

① 高度な薬学管理機能について

- 専門医療機関連携薬局の認定状況
- 専門・認定薬剤師の人数
- 医薬品の備蓄状況
備蓄品目数、高額な医薬品の備蓄品目名と品目数、医薬品在庫額・廃棄額、医薬品の譲受・譲渡
- 特定薬剤管理指導加算2の算定実績

② かかりつけ機能・地域との連携体制について

- 健康サポート薬局／地域連携薬局の届出・認定状況
- 夜間・休日に調剤や相談に対応した実績
- 地域支援体制加算の算定状況
- かかりつけ薬剤師数、患者数、かかりつけ薬剤師指導料等の算定実績
- フォローアップの実施状況
- 在宅患者への対応状況
- 無菌調剤への対応状況
- 地域ケア会議、サービス担当者会議への参加状況
- 地域の活動への参加状況（薬と健康の週間など）

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査（項目）

③ 敷地内医療機関との連携体制について

- 処方箋集中率（上位3医療機関）
- 各調剤報酬の算定状況
重複投薬・相互作用等防止加算、外来服薬支援料1、服用薬剤調整支援料1・2、服薬情報等提供料1・2・3
- 退院時カンファレンス、外来がん化学療法にかかるカンファレンスへの参加状況
- プロトコールに基づく問い合わせ簡素化
- 敷地内医療機関との研修会、人事交流等

④ 薬局の開設について

- 公募要件
高度な薬学管理機能にかかる要件、地域との連携体制にかかる要件のほか、医療機関の施設の整備等、薬局の機能にかからない要件
- 不動産取引その他の特別な関係について
賃貸料、面積等

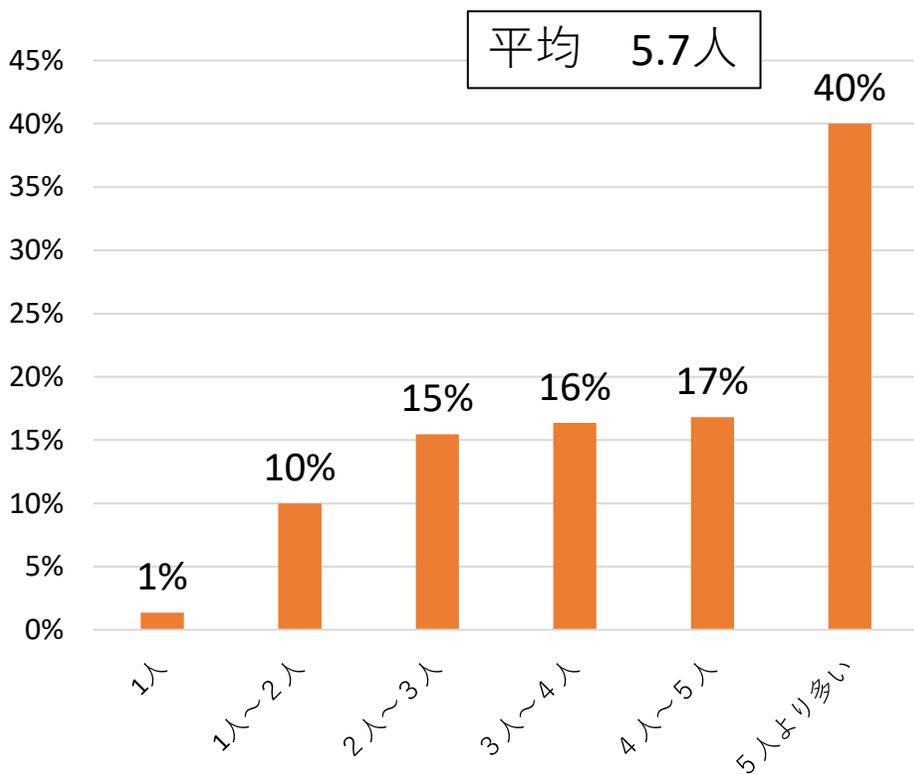
調査結果

① 病院敷地内薬局の体制 — 薬剤師等の勤務体制について

- 病院敷地内薬局の店舗あたりの勤務薬剤師数は1日あたり平均5.7人であり、薬局全体の平均と比較すると勤務している薬剤師数は多かった。

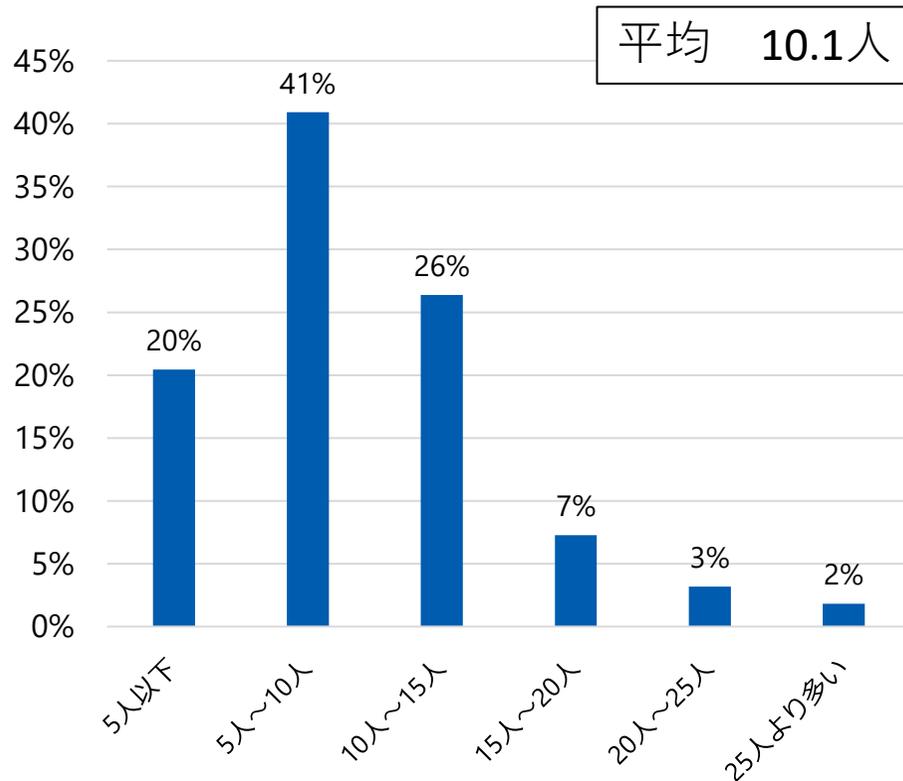
(参考) 店舗あたりの平均勤務薬剤師数 2.7人 (令和3年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」)

1日当たりの平均勤務薬剤師数



- ◆ 常勤の薬剤師数 (実人数) 平均 5.9人
 - ◆ 非常勤の薬剤師 (常勤換算人数) 平均 0.8人
- n=220

1日当たり、平均勤務職員数 (薬剤師数 + 非薬剤師数)



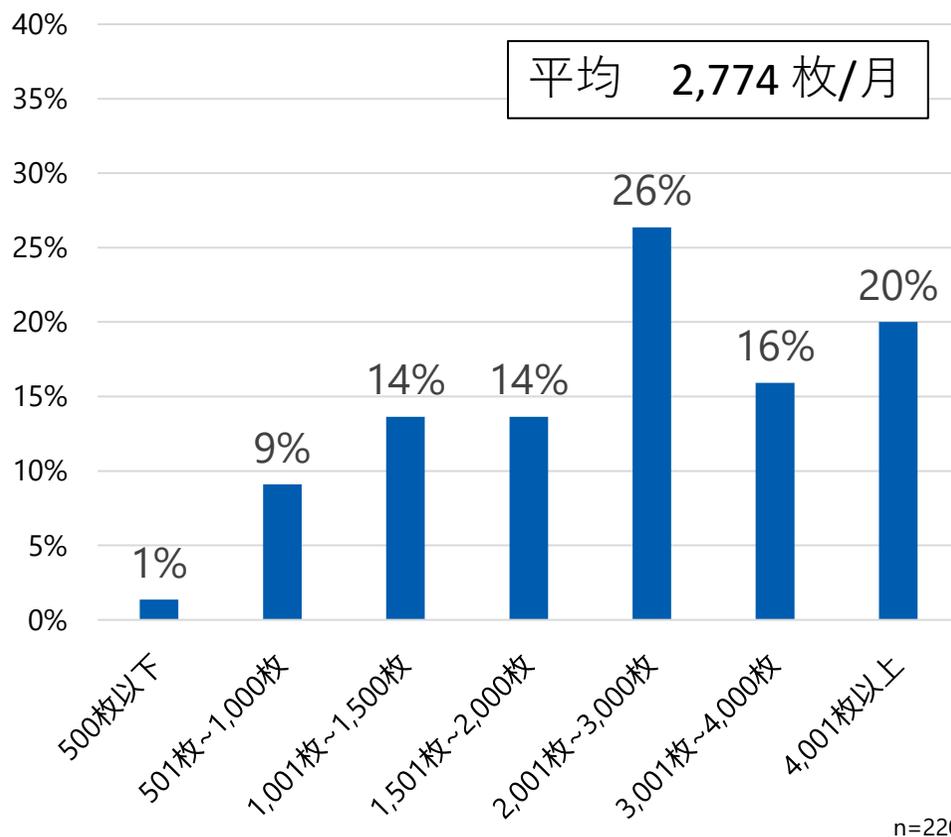
n=220

① 病院敷地内薬局の体制 – 薬局の体制について

- 応需処方箋枚数は平均2,774枚/月であり、薬局全体の平均と比較して多かった。

(参考) 処方箋応需回数 平均約1,661回/月 (出典：令和4年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」)

応需処方箋枚数（1月当たり）



① 高度な薬学管理機能について — 医薬品の備蓄状況（医療用医薬品）

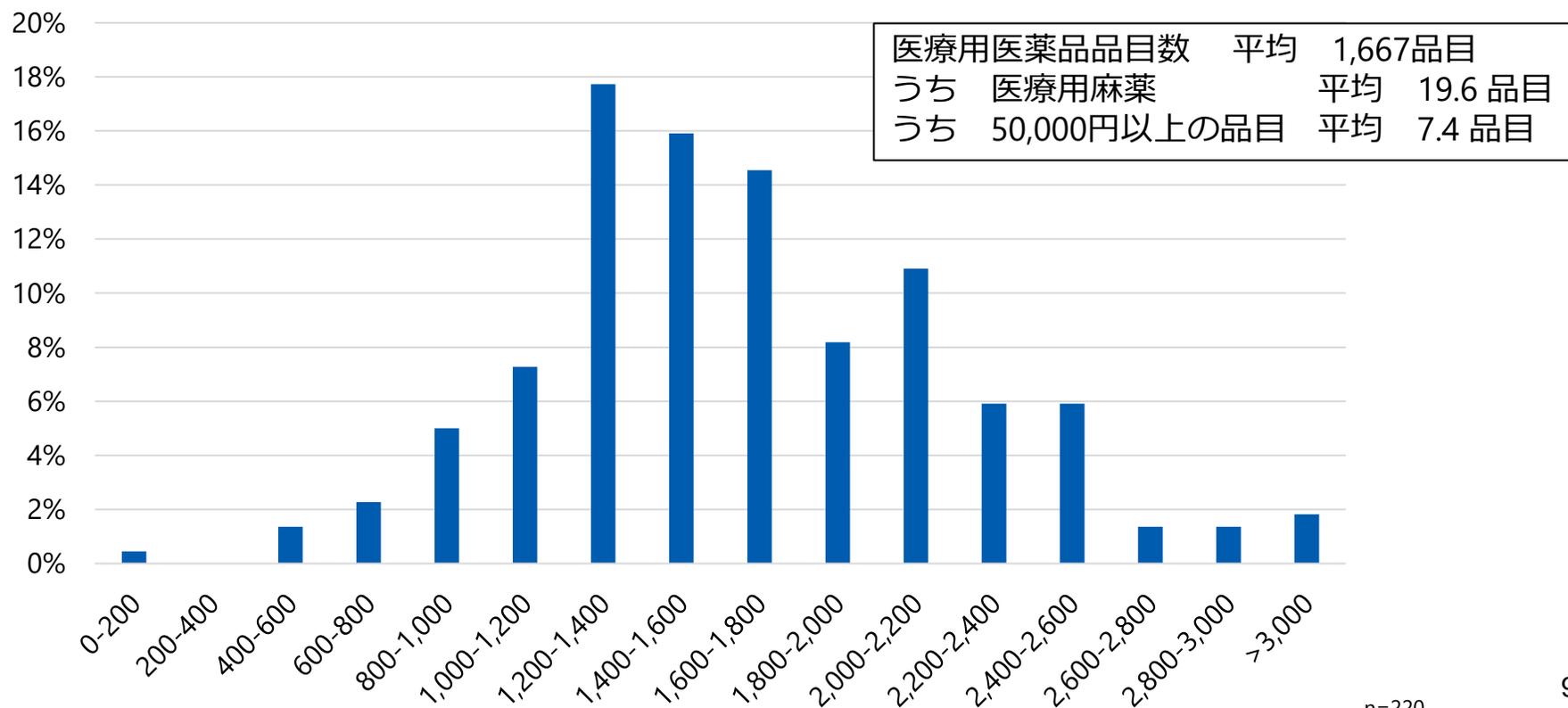
○医療用医薬品の平均備蓄品目数は1,667品目であり、備蓄している品目数が薬局全体と比較して多かった。

（参考）医療用医薬品の備蓄品目数

地域支援体制加算なし：平均1,150品目、地域支援体制加算あり：平均1,548品目

（出典：令和4年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」）

■ 医療用医薬品の備蓄品目数



① 高度な薬学管理機能について — 医薬品の備蓄状況（OTC医薬品）

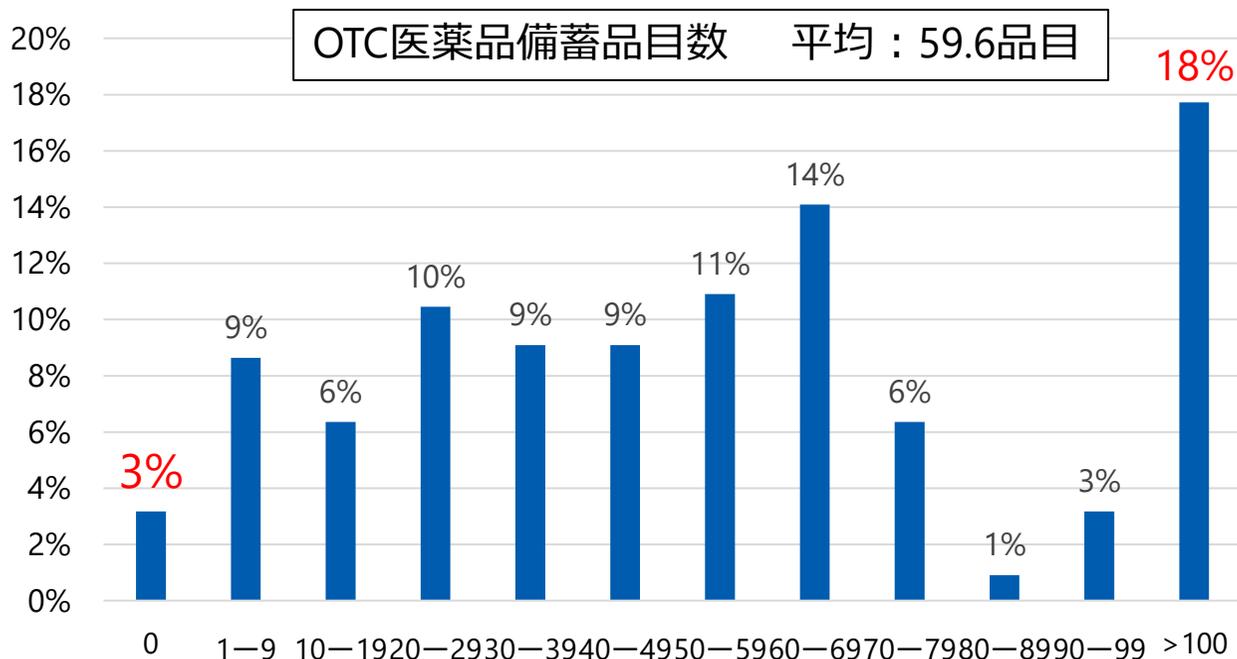
- OTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品）の平均備蓄品目数は平均59.6品目であり、また、100品目以上備蓄している薬局の比率は18%であり、それぞれについて薬局全体と比較して少なかった。
- 一方で、OTC医薬品を備蓄していない病院敷地内薬局の割合は3%であり、薬局全体と比較して少なかった。

（参考）薬局のOTC医薬品の備蓄品目数と分布（出典：令和4年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」）

平均備蓄品目数：95品目

分布：100品目以上 21.2%，0品目の薬局 8.0%

■ OTC医薬品（要指導医薬品＋一般用医薬品）の備蓄品目数



n=220

① 高度な薬学管理機能について — 特定薬剤管理指導加算2の算定実績

- 病院敷地内薬局の47.7%が特定薬剤管理指導加算2の施設基準の届出を行っており、薬局全体（13.6%）と比較して多かった。また、届出薬局のうち54.3%において、1カ月当たり1件以上の算定実績があった。

◆ 施設基準の届出

n=220

	数	割合
届出あり	105	47.7
届出なし	115	52.3

令和5年7月1日時点の届出数：8,274（13.6%）（保険薬局数：61,059）

特定薬剤管理指導加算2 100点（月1回まで）

薬局が患者のレジメン（治療内容）等を把握した上で必要な薬学的管理及び指導を行い、次回の診療時までの患者の状況を確認し、その結果を医療機関に情報提供した場合についての評価

【対象患者】 連携充実加算を届け出ている保険医療機関で抗悪性腫瘍剤を注射された悪性腫瘍の患者であって、当該保険薬局で抗悪性腫瘍剤や制吐剤等の支持療法に係る薬剤の調剤を受ける患者

【算定要件】 ①レジメン（治療内容）等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行うとともに、②電話等により、抗悪性腫瘍剤及び制吐剤等の支持療法に係る薬剤に関し、服用状況や副作用の有無等を患者等に確認し、③その結果を踏まえ、当該保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合に算定

【施設基準】

- （1）パーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること。
- （2）保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に年1回以上参加していること 等

◆ 特定薬剤管理指導加算2の算定実績

n=105

	回答数
0	48
～10	45
～20	5
～30	1
～40	5
～50	0
～60	0
～70	0
～80	0
～90	0
91以上	1

① 高度な薬学管理機能について — 注力している業務内容

- 高度な薬学管理機能に係る業務について、がん、在宅医療に関する業務について注力している回答した薬局が最も多かった。

◆ 注力している業務内容

n=220

	回答数
がん	119
在宅医療	167
ターミナルケア	55
その他	38

※いずれにも該当なしとした薬局は0

◆ その他の注力している業務内容の詳細

- 精神疾患 : 9 薬局
- 糖尿病 (DM) : 6 薬局
- 透析 : 6 薬局

その他

- 地域の休日診療対応
- 漢方治療
- 減薬提案
- 呼吸器系疾患 (吸入指導)
- 眼科
- ペイン系
- コロナ渦での地域医療対応
- 敷地内医療機関と連携した発熱外来対応
- 外来服薬支援
- 相談業務
- 移植
- 在宅業務
- 小児医療
- 循環器疾患
- HIV疾患
- OTC販売
- 整形外科・皮膚科
- 骨粗しょう症

① 高度な薬学管理機能について — 専門医療機関連携薬局の認定状況

② かかりつけ機能・地域との連携体制について — 健康サポート薬局／地域連携薬局の届出・認定状況

- 病院敷地内薬局において健康サポート薬局の届出を実施している薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定を受けている薬局の比率は、いずれも全国の薬局に比べて大きかった。
- 特に専門医療機関連携薬局については、全体の13.2%を病院敷地内薬局が占めていた。

◆ 健康サポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の比率

n=220

	健康サポート薬局 (%)	地域連携薬局 (%)	専門医療機関連携薬局 (%)
敷地内薬局	8.2	35.5	12.3
全国	5.1	6.8	0.33

専門医療機関連携薬局の認定を受けた敷地内薬局の比率：13.2%

(参考)

全国の薬局数	: 62,828	(令和5年度末時点)	(出典：令和5年衛生行政報告例)
健康サポート薬局数	: 3,232	(令和6年9月30日時点)	(厚生労働省医薬局総務課集計)
地域連携薬局数	: 4,297	(令和6年9月30日時点)	(厚生労働省医薬局総務課集計)
専門医療機関連携薬局数	: 205	(令和6年9月30日時点)	(厚生労働省医薬局総務課集計)

① 高度な薬学管理機能について — 専門薬剤師の人数

- 専門薬剤師について、大半の病院敷地内薬局において0名であった（一方、薬局全体としても少ない）
- ただし、がん専門薬剤師のうち所属を薬局とするものの50%、地域薬学ケア専門薬剤師（がん）の12%、外来がん治療専門薬剤師のうち所属を薬局とするものの8.5%を病院敷地内薬局の薬剤師が占めており、薬局全体と比べて多い

（参考）専門薬剤師認定数

がん専門薬剤師 8名（所属を薬局とする者）

（2024年4月9日時点）（出典：一般社団法人日本医療薬学会 がん専門薬剤師認定制度がん専門薬剤師認定者名簿）

地域薬学ケア専門薬剤師（がん） 132名

（2024年5月20日時点）（出典：一般社団法人日本医療薬学会 地域薬学ケア専門薬剤師認定制度地域薬学ケア専門薬剤師（がん） 暫定認定者名簿）

外来がん治療専門薬剤師 341名（所属を薬局とする者）

（2024年10月1日時点）（出典：一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会 外来がん治療 専門薬剤師（BPACC）認定者一覧）

- ◆ がん専門薬剤師（一般社団法人日本医療薬学会）
総数：4名（1名と回答した薬局が4軒）（n=220）
- ◆ 地域薬学ケア専門薬剤師（がん）（一般社団法人日本医療薬学会）
総数：16名（1名と回答した薬局が14軒、2名と回答した薬局が1軒）（n=220）
- ◆ 外来がん治療専門薬剤師（一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会）
総数：29名（1名と回答した薬局が20軒、2名と回答した薬局が3軒、3名と回答した薬局が1軒）
（n=220）

① 高度な薬学管理機能について — 認定薬剤師の人数

- 健康サポート薬局研修を修了した薬剤師がいる病院敷地内薬局は88.2%であり、多くの病院敷地内薬局には健康サポート薬局研修を修了した薬剤師が在籍していた。
- そのほか、様々な認定薬剤師が在籍していると回答があった。

◆ 健康サポート薬局研修を修了した薬剤師 平均 3.5人 (うち、5年以上の実務経験がある薬剤師 平均 2.4人)

0人と回答したのは26薬局(11.8%)であり、それ以外の薬局は、1人以上と回答 (n=220)

◆ その他の認定薬剤師として回答があったもの

- 研修認定薬剤師
- 小児薬物療法認定薬剤師
- スポーツファーマシスト
- 日本病院薬剤師会がん薬物療法認定薬剤師
- 小児アレルギーエデュケーター
- NST認定薬剤師医療薬学専門薬剤師
- 漢方薬・生薬認定薬剤師
- 都道府県糖尿病療養指導士
- 実務実習指導薬剤師
- 認知症認定薬剤師
- 緩和薬物療法認定薬剤師

② かかりつけ機能・地域との連携体制について — 夜間・休日に調剤や相談に対応した実績（24時間調剤に対応できる体制）

- 病院敷地内薬局の93.2%が24時間調剤に対応できる体制を整備していた。（そのうち98.5%が自局単独での対応）

24時間調剤に対応できる体制の有無

n=220

	回答数	割合（%）
あり	205	93.2
なし	15	6.8

24時間調剤体制に係る対応方法 ※24時間調剤に対応できる体制なしと回答している15薬局は回答不要とした

n=205

	回答数	割合（%）
自局単独での対応	202	98.5
近隣薬局との輪番制への参加	20	9.8
他薬局への派遣	0	0.0
その他	2	1.0

他薬局への派遣は自治体が関与する仕組みなどにより、特定の薬局に対し、地域の薬局が交代で当該薬局に勤務する薬剤師を派遣して対応している場合を選択

その他の対応方法としては、以下の記述回答を得た。

- ・透析週は祝日も開局
- ・グループ店舗間の連携

② かかりつけ機能・地域との連携体制について ― 夜間・休日に調剤や相談に対応した実績（時間外等加算の算定状況）

- 病院敷地内薬局の42.7%において、1カ月あたり1回以上の時間外等加算の実績があった。
- 1カ月あたり時間外等加算の算定回数の総数は12,776回であり、1敷地内薬局あたりに換算すると58.1回となり、薬局全体と比較すると多かった。
（参考）薬局全体の時間外等加算の算定実績（出典：令和5年社会医療診療行為別統計令和5年6月審査分）
1カ月当たり総算定回数：156,045回、1薬局あたり：2.5回（※薬局数は62,828とみなして算出）
- 病院敷地内薬局の86.4%において、時間外の相談や問い合わせに対応の実績があった。

時間外等加算等（時間外、休日、深夜）の実績

n=220、うち15無回答

	回答数	割合 (%)
あり	94	42.7
なし	111	50.5

病院敷地内薬局の総算定回数 : 12,776回
1敷地内薬局あたり : 58.1回

自局で時間外の相談や問合せに対応した実績

n=220、うち15無回答

	回答数	割合 (%)
あり	190	86.4
なし	15	6.8

② かかりつけ機能・地域との連携体制について 一 地域支援体制加算の算定状況

- 病院敷地内薬局で地域支援体制加算を算定している薬局の比率は52.7%であり、その比率は薬局全体と比較して高かった。

(参考) 薬局全体における地域支援体制加算の届出をしている薬局 : 38.2%

(出典 : 保険局医療課調べ (令和4年7月1日時点))

- また、地域支援体制加算を算定している病院敷地内薬局の95.7%は連携強化加算も算定していた。

地域支援体制加算の算定状況

n=220

	回答数	割合(%)
加算3	20	9.1
加算4	96	43.6
加算なし	104	47.3

敷地内薬局が算定できる地域支援体制加算の
算定実績がある薬局の比率 : 52.7%

うち、連携強化加算の算定状況

n=116

	回答数	割合 (%)
加算あり	111	95.7
加算なし	5	4.3

○地域支援体制加算

かかりつけ薬剤師が機能を発揮し、地域医療に貢献する保険薬局の体制等を評価するものであり、調剤基本料の区分によらない共通の施設要件(一定の開局時間、在宅体制整備等)及び調剤基本料の区分により一定の差がある実績等を満たした上で必要な届出を行った場合に算定。

○連携強化加算

他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生時等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤を行った場合に算定できる。(災害又は新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて当該保険薬局のほか、当該保険薬局の所在地の行政機関、薬剤師会等のホームページ等で広く周知すること等が必要)

② かかりつけ機能・地域との連携体制について ー かかりつけ薬剤師数、患者数、かかりつけ薬剤師指導料等の算定実績

- かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料の算定実績は平均126.4回/月であった。
- 回答薬局の自由記述からは「開局時間や取り扱い品目が地域住民から認識」「専門性の高い対応を通じて信頼を得て、かかりつけ薬剤師になった例がある」といった回答がみられた。

かかりつけ薬剤師数・患者数の回答結果

かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料を算定している事例について回答

- ◆ かかりつけ薬剤師数※ 平均2.2人 (n=220)
- ◆ かかりつけ患者数 平均215.9人 (n=220)
- ◆ かかりつけ薬剤師1人あたりのかかりつけ患者数 平均84.6人 (n=220)
- ◆ かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料の算定実績 平均126.4回/月 (n=220)

※「かかりつけ薬剤師指導料」又は「かかりつけ薬剤師包括管理料」の施設基準において求められる要件を満たす保険薬剤師の数

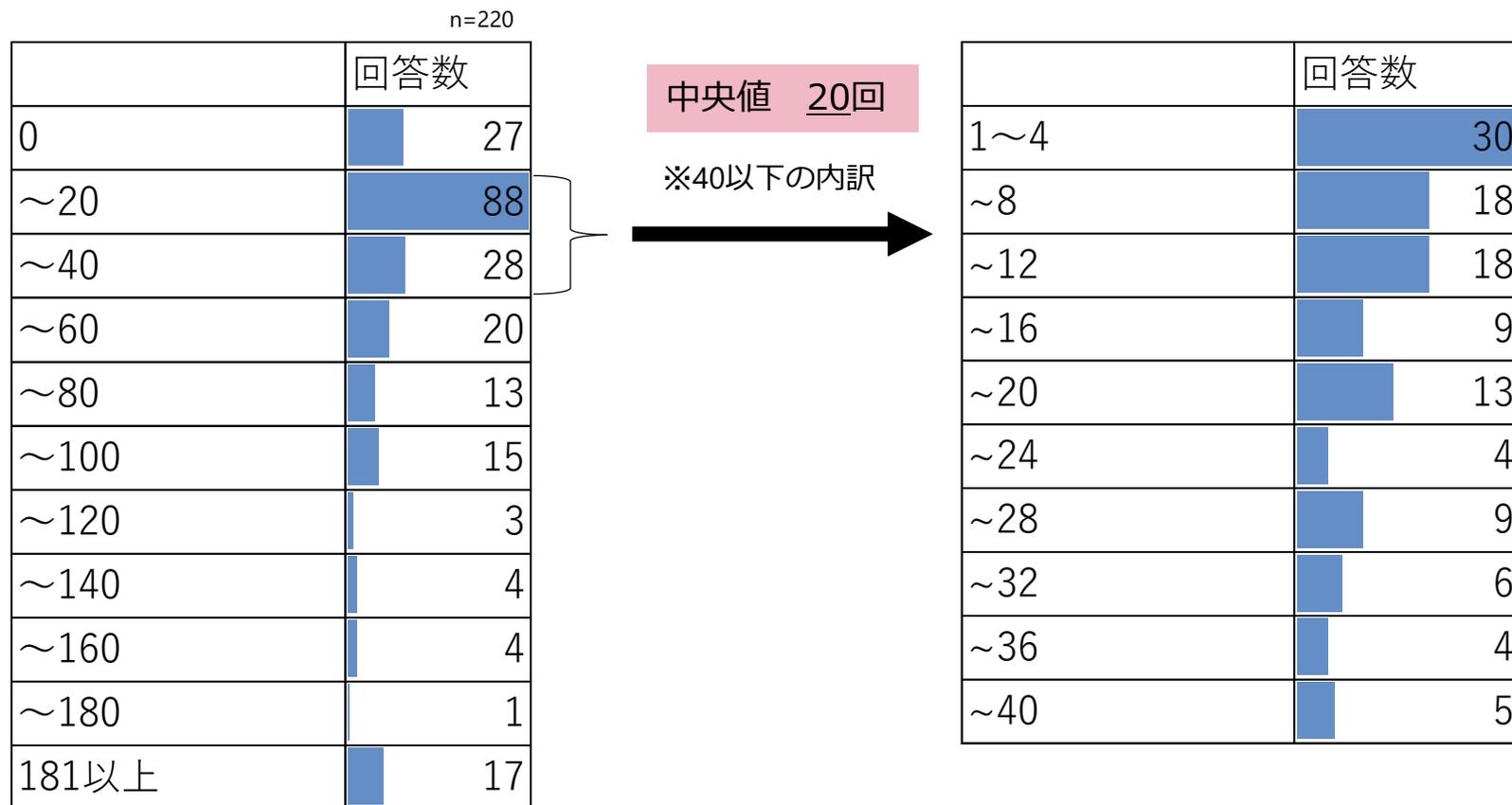
かかりつけに関する自由記載抜粋

- ◆ 開局時間が長いこと、取り扱い医薬品数が多いことは地域住民から認識されており利用者も増加傾向
- ◆ 抗がん剤治療中患者のフォローアップで、重度な副作用発現を聞き取り緊急で受診観望をし、信頼を得てかかりつけ薬剤師になった例もある

② かかりつけ機能・地域との連携体制について — フォローアップの実施状況

- 病院敷地内薬局における薬局当たりのフォローアップの実施件数の中央値は20回/月であった。

服用期間中のフォローアップの実施件数

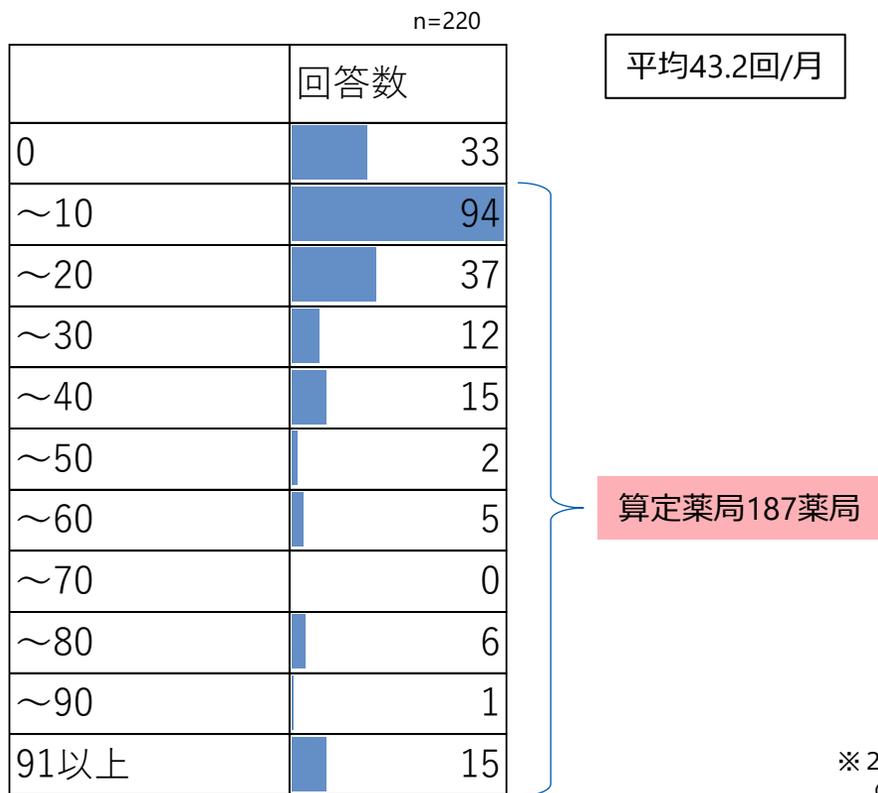


② かかりつけ機能・地域との連携体制について 一 在宅患者への対応状況

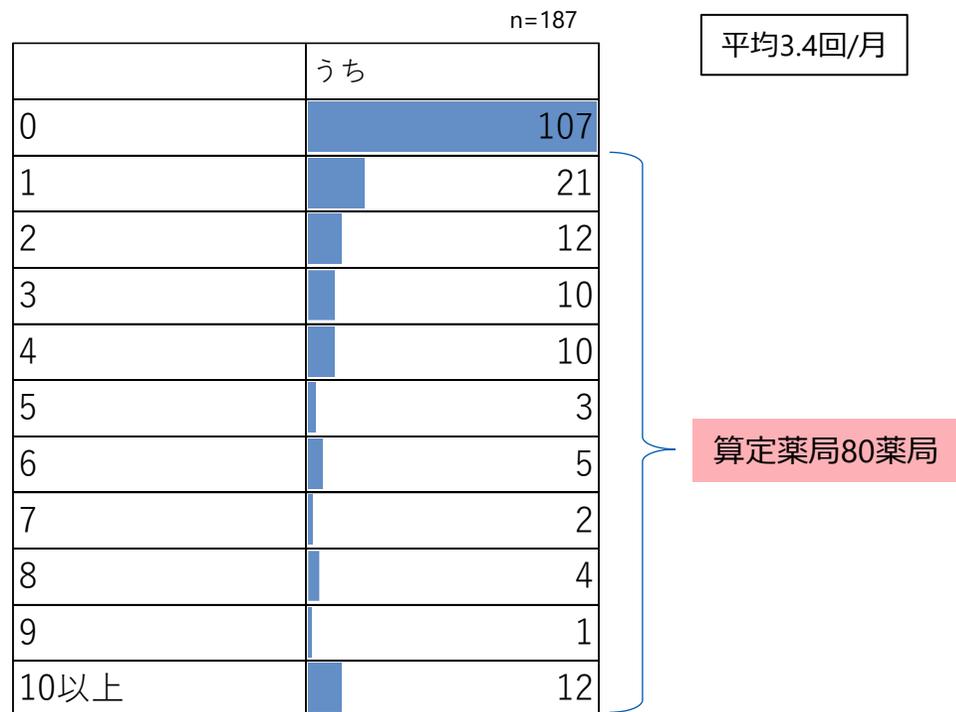
- 在宅患者への対応実績が月1回以上ある病院敷地内薬局は187（85%）あり、在宅患者訪問薬剤管理指導料算定実績平均は43.2回/月であった。うち、80薬局が在宅に関する加算※1を算定していた。

※1 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2、在宅患者への麻薬の調剤実績、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算、在宅患者に対する小児特定加算、在宅中心静脈栄養法加算

在宅患者訪問薬剤管理指導料・ 居宅療養管理指導料の算定実績



関係加算の算定実績※2



※2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2、在宅患者への麻薬の調剤実績、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算、在宅患者に対する小児特定加算、在宅中心静脈栄養法加算の算定実績を合算。

② かかりつけ機能・地域との連携体制について — 無菌調剤への対応

- 敷地内薬局の51.8%において、無菌調剤への対応実績があった。
- うち他局との共同利用に対応しているのは33薬局（15%（実績ありのうち、28.9%））あり、そのうち2薬局において月1回の共同利用の実績があった。

無菌調剤への対応実績

n=220

	回答数	割合 (%)
対応あり	114	51.8
対応なし	106	48.2

平均 1.4回/月 （最大値 40回/月）

- ・ 10薬局が1か月あたり1回対応
- ・ 2薬局が1か月あたり2回対応
- ・ 14薬局が1か月あたり3回以上対応

対応方法

n=114

	回答数	割合 (%)
自局の無菌調剤室（他局との共同利用に対応している）	33	28.9
自局の無菌調剤室（他局との共同利用に対応していない）	13	11.4
自局のクリーンベンチ	51	44.7
自局の安全キャビネット	5	4.4
他局の無菌調剤室を利用	23	20.2
その他	13	11.4

- ・ 2薬局が他局との共同利用に対応実績ありと回答（いずれも1か月あたり1回の実績）

その他の対応方法：○無菌調剤対応可能な近隣薬局を紹介、○他薬局への紹介

② かかりつけ機能・地域との連携体制について — 麻薬調剤への対応

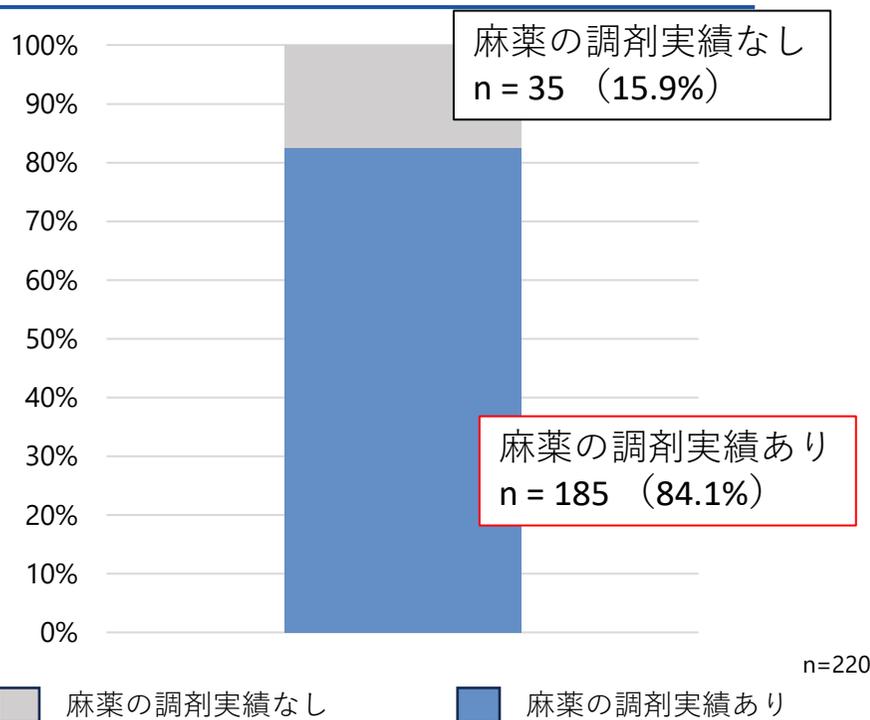
- 麻薬の調剤実績があるのは185薬局（84.1%）であり、調剤回数も平均32.5回/月と多かった。

（参考）薬局全体の麻薬調剤実績

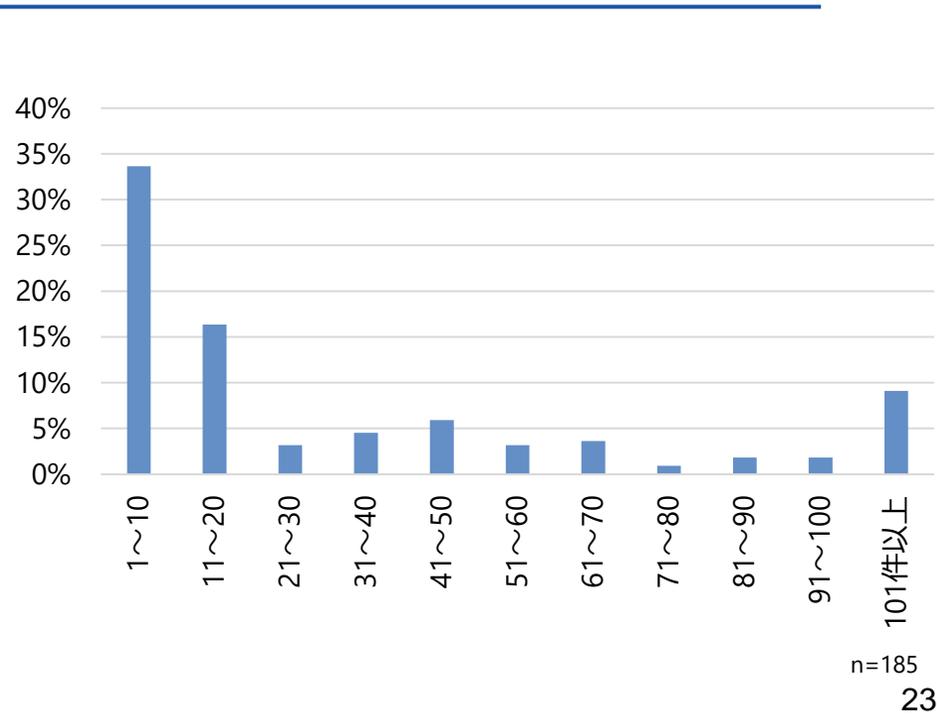
（出典：令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査「在宅医療、在宅歯科医療、在宅薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査」保険薬局調査（施設票））

麻薬調剤の実績のある薬局 65.1%（麻薬小売業免許取得業者のうち）、麻薬の調剤実績 月1回前後が約半数

敷地内薬局における麻薬調剤実績の有無



敷地内薬局における麻薬調剤実績の分布



② かかりつけ機能・地域との連携体制について — 地域ケア会議・サービス担当者会議への参加状況

- 病院敷地内薬局の31.4%が地域ケア会議、 50.9%がサービス担当者会議へ参加していた。
- 多職種連携会議など他の会議も含め、63.6%の病院敷地内薬局が地域における何らかの会議に参加していた。

地域ケア会議への参加状況

n=220

	回答数	割合 (%)
あり	69	31.4
なし	151	68.6

サービス担当者会議への参加状況

n=220

	回答数	割合 (%)
あり	112	50.9
なし	108	49.1

地域で開催される会議への参加状況

n=220

	回答数	割合 (%)
あり	140	63.6
なし	80	36.4

n=220

	回答数
0	151
～1	56
～2	9
～3	3
～4	0
～5	0
～6	0
～7	1
～8	0
～9	0
10以上	0

n=220

	回答数
0	108
～1	74
～2	21
～3	9
～4	3
～5	3
～6	2
～7	0
～8	0
～9	0
10以上	0

n=220

	回答数
0	80
～1	69
～2	34
～3	21
～4	4
～5	8
～6	1
～7	1
～8	1
～9	0
10以上	1

② かかりつけ機能・地域との連携体制について — 地域ケア会議・サービス担当者会議・地域の活動への参加状況

- 薬と健康の週間等の自治体や薬剤師会開催のイベントに参加している薬局は83.2%あった。
- 地域住民に対する薬局独自の活動を実施している薬局は32.3%あった。

地域の活動への参加状況

n=220

	回答数	割合(%)
薬と健康の週間等、自治体や薬剤師会が開催するイベントへの参加	183	83.2
薬局独自の地域住民に対する活動	71	32.3
学校薬剤師の派遣	11	5.0
当てはまるものはない	28	12.7

薬局独自の活動の詳細

- | | | |
|------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| ○健康イベント | ○血管年齢測定 | ○体組成計測定 |
| ○骨密度検査 | ○姿勢測定 | ○ロコモティブシンドロームチェック |
| ○薬局内での健康相談 | ○薬の飲み方 | ○地域住民への健康についての啓もうや薬に関する勉強会の実施 |
| ○高齢者施設において、薬の飲み間違い防止についてのセミナーを実施 | ○熱中症予防啓発活動 | ○半年に1度来局者に向けて健康ストレッチ実施 |
| ○感染予防に関する講習会実施 | ○抗原検査キット販売の24時間対応 | ○患者団体、医療従事者集めて医療講演会 |
| ○管理栄養士による栄養相談 | ○卒煙サポート薬局として相談対応 | ○介護福祉健康フェアへの出店 |
| ○来局患者様を対象としたウォーキングイベントや機器を使用した体力測定 | ○薬局内で乳がんモデルを設置した乳がんセルフチェックの啓発活動 | |

③ 敷地内医療機関との連携体制について - 処方箋応需医療機関について

- 処方箋応需医療機関数は平均51.7機関であり、敷地内医療機関以外の処方箋も受けつけていた。
- その一方で、処方箋集中率（平均）は全国の薬局と比較して、93.1%と高かった。
（参考）薬局における処方箋集中率：平均 69.2% （出典：医療経済実態調査(第24回)）

◆ 処方箋応需医療機関の数

n=220

	回答数
50以下	133
51~100	63
101~150	19
151~200	3
201以上	2

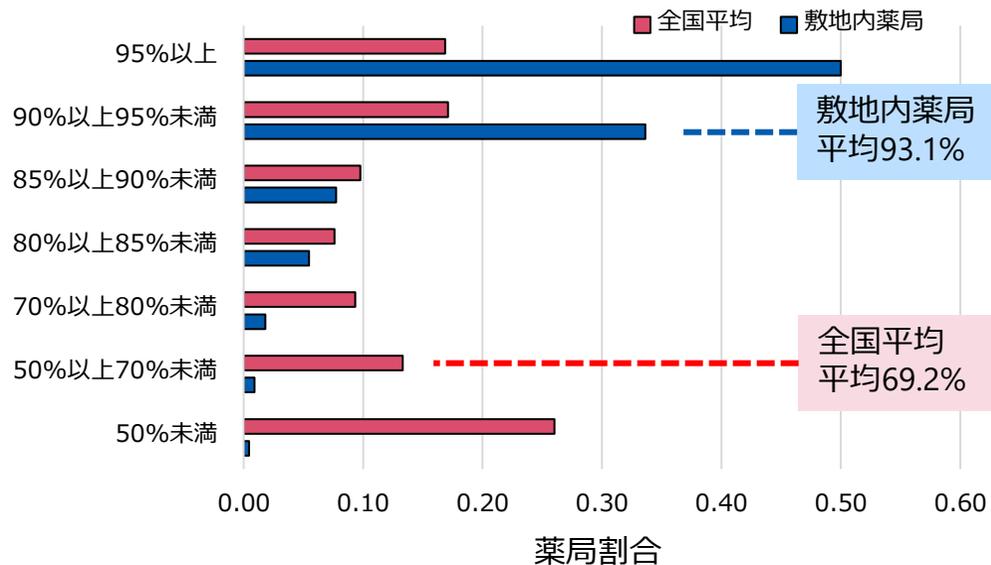
平均 51.7機関

※50以下の応需医療機関数

n=133

	回答数
10以下	8
11~20	24
21~30	42
31~40	34
41~50	25

◆ 処方箋集中率（%）



※全国平均の出典：医療経済実態調査（第24回）

全国平均n=1,157, 敷地内薬局n=220

③ 敷地内医療機関との連携体制について – 各種の算定実績

後発医薬品調剤体制加算

n=220

	回答数	割合
加算 1	25	11.4
加算 2	80	36.4
加算 3	103	46.8
加算なし	10	4.5
減算対象	2	0.9

服用薬剤調整支援料 1 および 2

○服用薬剤調整支援料 1 の算定実績がある敷地内薬局の算定実績

22薬局が月 1 回以上の算定実績ありと回答 平均 2.0回 (n=22)
うち、敷地内医療機関の処方医への提案 平均 79.5% (n=22)

○服用薬剤調整支援料 2 の算定実績がある敷地内薬局の算定実績

75薬局が月 1 回以上の算定実績ありと回答 平均 1.4回 (n=75)
うち、敷地内医療機関の処方医への提案 平均 94.0% (n=75)

後発医薬品調剤体制加算 1 21点、後発医薬品調剤体制加算 2 28点、後発医薬品調剤体制加算 3 30点

※後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局に対する調剤基本料の減算 – 5点

後発品の調剤数量割合に対する評価

【算定要件】後発医薬品の規格単位数量割合が、加算 1 : 80%以上、加算 2 : 85%以上、加算 3 : 90%以上、減算 : 五割以下の場合に算定。

【施設基準】後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を、薬局の内側及び外側の見やすい場所に掲示するとともに、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を保健薬局の内側の見やすい場所に掲示している。 等

服用薬剤調整支援料 1 125点/月 1 回まで

ポリファーマシー対策として、保険薬局薬剤師が処方医に減薬の提案を行い、処方薬が減少したことに対する評価

【対象患者】内服を開始して 4 週間以上経過した内服薬 6 種類以上を保険薬局で調剤している患者

【算定要件】保険薬剤師が文書を用いて減薬の提案を行い、患者の内服薬が 2 種類以上減少した場合に算定

服用薬剤調整支援料 2 110点又は90点/3月に1回まで

患者の服用薬を一元的に把握し、複数医療機関の処方による重複投薬等の解消の提案した場合の評価

【対象患者】複数の保険医療機関から内服薬が合計で 6 種類以上処方されており、重複投薬が確認された患者

【算定要件】患者の服用薬を一元的に把握した結果、重複投薬が確認された場合に、処方医に対して重複投薬等の解消の提案を文書を用いて行った場合に算定

注) 重複投薬等の解消に係る取組の実績を有している保険薬局において行った場合は110点を算定し、それ以外の場合は90点を算定する。

③ 敷地内医療機関との連携体制について — 各種の算定実績

重複投薬・相互作用等防止加算

○算定実績 217薬局が月1回以上の算定実績ありと回答

平均 34.1回/月 (n=217)

うち、敷地内医療機関から発行された処方箋に基づく件数の割合 平均 93.3% (n=217)

○応需処方箋に対する重複投薬・相互作用等防止加算の算定割合 平均 1.5% (n=217)

外来服薬支援料 1

○外来服薬支援料 1 の算定実績 160薬局が月1回以上の算定実績ありと回答

平均 6.8回 (n=160)

うち、敷地内医療機関から発行された処方箋に基づく件数の割合 平均 87.5% (n=160)

重複投与・相互作用等防止加算 イ 残薬調整に係るもの以外の場合 40点、 ロ 残薬調整に係るものの場合 30点 (R4改定時点)

薬剤服用歴等又は患者及びその家族等からの情報等に基づき、処方医に対して連絡・確認を行い、処方の変更が行われた場合の評価

【算定要件（一部抜粋）】

- ・「イ 残薬調整に係るもの以外の場合」は、併用薬との重複投薬、併用薬、飲食物等との相互作用、そのほか薬学的観点から必要と認める事項の内容について、処方医に対して連絡・確認を行い、処方の変更が行われた場合に算定する。
- ・「ロ 残薬調整に係るものの場合」は、残薬について、処方医に対して連絡・確認を行い、処方の変更が行われた場合に算定する。

外来服薬支援料 1 185点

自己による服薬管理が困難な患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者が服薬中の薬剤について、当該薬剤を処方した保険医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得た上で、患者の服薬管理を支援した場合の評価

- ・患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、患者又はその家族等が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合についても算定可。

③ 敷地内医療機関との連携体制について — 服薬情報提供実績

- 病院敷地内薬局において、医療機関の求めで医療機関に情報提供した実績は、実績のある薬局において平均65.5回/月であった。うち、敷地内の医療機関からの求めによるものは平均13.0回/月であった。

医療機関に情報提供した実績のある薬局数

n=220

	回答数	割合(%)
医療機関の求めで医療機関に情報提供した実績	79	35.9
患者、家族等の求め又は薬剤師が必要性を認め、患者等又は医療機関へ情報提供、指導等した実績	187	85.0
入院前の患者に係る医療機関の求めがあった場合に、服用薬の情報把握等を行い、医療機関へ情報提供した実績	36	16.4
いずれの実績もなし	27	12.3

実績ありの薬局における

1か月あたりの医療機関に情報提供した実績

- 医療機関の求めで医療機関に情報提供した実績 平均 65.5回
うち、敷地内医療機関からの求めに基づく件数 平均 13.0回

n=220

	回答数
0	141
～10	59
～20	4
～30	3
～40	2
～50	3
～60	3
～70	0
～80	0
～90	1
91以上	4

③ 敷地内医療機関との連携体制について — 服薬情報提供実績

- 病院敷地内薬局において、患者・家族の求めで医療機関に情報提供した実績は、実績のある薬局で平均38.5回/月であり、実績のある薬局のうち、敷地内の医療機関への情報提供等は平均35.4回/月であった。
- 病院敷地内薬局において、医療機関から入院前の患者に係る情報提供の求めがあった場合に医療機関に情報提供した実績は、実績のある薬局において平均4.8回/月であった。うち、敷地内の医療機関からの求めによるものは平均4.4回/月であった。

実績ありの薬局における1か月あたりの医療機関に情報提供した実績

- 患者・家族の求めで医療機関に情報提供した実績 平均 38.5回
- うち、敷地内医療機関への情報提供等の件数 平均 35.4回

n=220

	回答数
0	33
~10	56
~20	46
~30	21
~40	18
~50	17
~60	7
~70	4
~80	4
~90	3
91以上	11

- 入院前の患者に係る医療機関の求めがあった場合
医療機関に情報提供した実績 平均 4.8回/月
- うち、敷地内医療機関の求めに基づく件数 平均 4.4回/月

n=220

	回答数
0	184
~10	32
~20	2
~30	1
~40	0
~50	0
~60	0
~70	1
~80	0
~90	0
91以上	0

③ 敷地内医療機関との連携体制について ー 各種カンファレンスへの参加状況

- 敷地内薬局の20%が敷地内医療機関とのカンファレンスに参加していた。

カンファレンスへの参加有無

n=220

	回答数	割合 (%)
参加あり	44	20
参加なし	176	80

参加カンファレンスの内訳

n=220

	退院時 カンファレンス	外来がん化学療法にかかる カンファレンス	その他の カンファレンス
参加あり	20	10	24
参加なし	200	210	196

その他カンファレンスの回答内容

- 居宅療養管理指導導入についてのカンファレンス
- 緩和ケアカンファレンス
- 訪問診療開始前面談
- 担当者会議
- 在宅患者のサービス担当者会議
- 門前・近隣薬局定期連絡協議会内容
- 病院併設老健施設入所者が在宅医療に切りかわる際のカンファレンス
- 病棟会議
- 敷地内医療機関の循環器の医師と薬剤部スタッフとカンファレンス
- 病院と合同の症例検討会
- 医薬品研修会,インシデント・課題共有会
- 情報連携会議、災害連携
- HIV連携カンファレンス
- 心不全連携会議
- 吸入指導連携会議
- がんサージング
- 糖尿病内分泌内科連携合同ミーティング
- 抗がん剤の新規採用や新治療法における勉強会等
- 薬局医療機関合同主催 連携会議
- 在宅の担当者会議
- 症例検討会
- 透析カンファレンス
- 薬剤部カンファレンス
- 自立支援型地域ケア個別会議

③ 敷地内医療機関との連携体制について - プロトコールに基づく問い合わせ簡素化

- 敷地内薬局の34.1%において地域の他薬局も含めて協議を行っているという回答があった。
- 敷地内薬局のみが協議に参加している場合も含めると、敷地内薬局の50.5%が、敷地内医療機関と協議していた。

プロトコールに基づく問い合わせの簡素化に関する協議

n=220

	回答数	割合 (%)
地域の他薬局も含めて協議している	75	34.1
敷地内薬局とのみ協議している	36	16.4
協議していない	109	49.5

敷地内医療機関と協議している
: 50.5%

協議内容の概略（抜粋）

- | | | |
|-------------------------------------|------------------|----------------------------|
| ○成分名が同一の銘柄変更 | ○内用薬の剤形の変更 | ○内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更 |
| ○成分名が同一の後発医薬品から先発医薬品への変更 | ○貼付剤や軟膏類の包装・規格変更 | ○頓服薬の用法の適正化 |
| ○月1回製剤、週1回製剤の処方日数の適正化 | ○頓服薬の用法の適正化 | ○月1回製剤、週1回製剤の処方日数の適正化 |
| ○残薬調整（処方削除・増数(量)・「疑義照会した上で調剤」指示を除く） | ○処方日数の適正化 | ○漢方の食後から食前への変更、食前から食後の変更 |

③ 敷地内医療機関との連携体制について

ー 敷地内医療機関との研修会、人事交流等

- 敷地内薬局の48.6%が医療機関との研修を実施しており、27.3%が医療機関との交流を実施していた。

敷地内医療機関との研修会参加状況

n=220

	回答数	割合
参加している	107	48.6
参加していない	113	51.4

- 薬薬連携勉強会
- がん薬物療法病薬連携研修会
- 在宅医療
- 高齢者疾患
- 新薬勉強会
- プレアボイド報告会
- 薬剤部との合同研修会
- トレーシングレポートフィードバック研修会
- 病院のレジメンについての説明
- 吸入療法会議
- 精神疾患研修会
- 救急
- 連携充実加算に基づく研修会
- 肝疾患診療従事者研修会
- 医療機関主催の疾患別研修会
- 特定薬剤管理指導加算2算定に関わる研修会
- 敷地内医療機関の新規採用医薬品の勉強会
- PCAポンプ・カフティポンプの研修会

敷地内医療機関での研修や人事交流等の実施状況

n=220

	回答数	割合
実施している	60	27.3
実施していない	160	72.7

- 研修、セミナー後の交流会、意見交換
- 敷地内医療機関の看護の日イベントに参加
- 月1回の薬剤科とのミーティングの実施
- 薬剤師の研修の実施
- 医事課や薬剤科の薬剤師と業務について必要なことについて相談、交流あり
- 医薬品の流通状況について情報共有
- 新規採用薬・採用削除薬の連絡
- 患者、職員集めて医療講演会
- 日赤フェスティバルで職業体験の実施
- 看護師等の異業種も含めた研修

④ 薬局の開設について — 敷地内医療機関開設者に関する情報

- 敷地内薬局が所在する医療機関の開設者の属性について、回答のあった薬局のうち最も多かったのは「医療法人」であった。
- (独) 国立病院機構, 国民健康保険組合、(独) 地方医療機能推進機構 (JCHO)、個人はなかった。

敷地内医療機関の開設者

	回答数	割合 (%)
(独) 国立病院機構	0	0.0
国民健康保険組合	0	0.0
(独) 地方医療機能推進機構 (JCHO)	0	0.0
個人	0	0.0
国民健康保険団体連合会	1	0.5
健康保険組合及び連合会	1	0.5
医療福祉生活協同組合連合会 (医療生協)	2	0.9
都道府県	3	1.4
厚生農業協同組合連合会 (厚生連)	9	4.1
地方独立行政法人	11	5.0
公益法人	11	5.0
日本赤十字社	11	5.0
私立大学法人	13	5.9
社会福祉法人	15	6.8
共済組合及び連合会	16	7.3
市町村	20	9.1
国立大学法人	22	10.0
医療法人	78	35.5
その他	7	3.2

n=220

④ 薬局の開設について — 公募要件

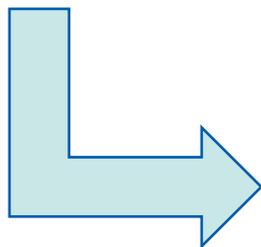
- 敷地内薬局のうち、公募型プロポーザルが「あった」と回答したのは78薬局、「なかった」と回答したのは59薬局であった。
- 公募要件としては、「県内での薬局の運営実績があること」との回答が最も多かった。

公募型プロポーザルの有無

回答ありn=137

	回答数	割合 (%)
あり	78	35.5
なし	59	26.8
(無回答)	83	37.7

公募型プロポーザルありのうち、
46薬局からその公募内容の回答を得た



	回答数	割合 (%)	n=46
県内での薬局の運営実績があること	17	7.7	
敷地内薬局の運営実績があること	5	2.3	
かかりつけ機能を有していること	6	2.7	
24時間調剤に対応できる体制を整備していること	6	2.7	
医療機関が指定する時間に開局すること	10	4.5	
医療機関が指定する医薬品を在庫すること	3	1.4	
地域連携薬局の認定を取得していること	3	1.4	
専門医療機関連携薬局の認定を取得していること	0	0.0	
公益社団法人日本薬剤師会に加入していること	8	3.6	
一般社団法人日本保険薬局協会に加入していること	3	1.4	
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会に加入していること	3	1.4	
医療機関の建替えや新棟の建設をすること	0	0.0	
医療機関から薬局への導線を確保・整備すること	5	2.3	
医療機関の会議室を整備すること	4	1.8	
医療機関の駐車場を整備すること	5	2.3	
医療機関の職員寮を整備すること	1	0.5	
医療機関の職員用の保育所を整備すること	0	0.0	
医療機関の職員用の更衣室を整備をすること	3	1.4	
医療機関のヘリポートを整備すること	0	0.0	
医療機関内の設備（空調機器等）を整備すること	0	0.0	
コンビニ、カフェ、レストラン等を整備すること	5	2.3	
医療機関の開設者（大学等）の施設（会議室等）を整備（管理・運営を含む）すること	4	1.8	
その他	18	8.2	

④ 薬局の開設について — 不動産取引その他の特別な関係について

- 医療機関との不動産取引その他の特別な関係としては、「医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある」が最も多かった。

医療機関との不動産取引その他の特別な関係について

回答ありn=137

	回答数	割合 (%)
医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある	106	48.2
医療機関が譲渡した不動産を利用して開局している	4	1.8
医療機関に対し、薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している	13	5.9
医療機関から開局時期の指定を受けて開局した	16	7.3
その他	26	11.8
(無回答)	83	37.7

不動産取引の関係にある場合、その賃貸料

※不動産取引の関係にある106薬局のうち、37薬局から回答を得た

	回答数	n=37
20,000円以下	2	
20,000～40,000円	1	
40,000～60,000円	2	
60,000～80,000円	2	
80,000～100,000円	4	
100,000～200,000円	3	
200,000～300,000円	5	
300,000～400,000円	4	
400,000～500,000円	0	
500,000～600,000円	0	
600,000～700,000円	1	
700,000～800,000円	0	
800,000～900,000円	0	
900,000～1,000,000円	2	
1,000,000～2,000,000円	8	
2,000,000～3,000,000円	1	
3,000,000円以上	2	

薬局が果たす機能や役割についての意見（自由回答抜粋）

高度な薬学管理機能や高額な医薬品の備蓄について

- ◆がん化学療法における研修会なども合同で開催し、地域全体での向上を図ってきた
- ◆麻薬や抗がん剤、高額医薬品に関しては病院と連携を取りながら準備
- ◆定期的に敷地内医療機関と研修会を行い最新の情報を共有
- ◆近隣薬局との勉強会を実施
- ◆病院と連携し、抗がん剤治療中の患者様には投薬中のフォローアップを行い、副作用の兆候を含め体調変化を情報提供
- ◆外来化学療法中の患者を対象とした、病院と保険薬局間の情報を共有する運用方法の作成に関与
- ◆医師が「本当に欲しい情報を提供」できるようにするために、医療機関との情報提供文書の内容について協議をかさねている
- ◆在宅に移行となる患者も多いため周辺医療機関とも連携して、外来から入院、退院後に渡る一貫したフォロー体制ができるよう医療機関とも連携した体制構築に努めている
- ◆糖尿病連携手帳などの携帯の必要性の説明やお薬手帳に検査数値を記入することで他の医療機関や薬局などに周知できるような取り組みを行っている
- ◆敷地内の医療機関で処方頻度が低い高額医薬品について、近隣薬局が在庫していないものも在庫し、様々な疾患に対応できる薬局になっている
- ◆クロザリルのような特殊なリスクマネジメントが必要な薬剤について適切に対応
- ◆無菌調剤室を設置して近隣薬局が共同利用ができるようにしている
- ◆必要に応じて病院または近隣薬局へ提供できる体制を整えている
- ◆地域の薬局で輸液の混合の対応ができない事例を紹介してもらい実施している
- ◆災害拠点用の薬局として備蓄を極力置くようにしている

薬局が果たす機能や役割について（自由回答抜粋）

かかりつけ機能について

- ◆服薬フォローアップや24時間体制での電話相談を行っている
- ◆24時間営業形態により、深夜等、通常の薬局では対応できない時間帯にも薬の相談が多数あり、その相談後から当薬局をかかりつけ薬局として選んでいただくようなケースもある
- ◆患者様の薬物治療に積極的に介入することで、他薬局でもらっている薬に関しても相談を受けている
- ◆薬局で担当薬剤師が併用薬や他院での予定などを確認し、必要な場合は医師への情報提供を行っている
- ◆かかりつけの方からの相談を受け、相談内容に応じて病院へ連絡のやり取りが迅速に行えることで患者への安心へつながっている
- ◆転院する患者も多いが、近隣にお住まいの方が殆どのため、転院後も継続してかかりつけ薬局として利用されている
- ◆開局時間が長いこと、取り扱い医薬品数が多いことは地域住民から認識されており利用者も増加傾向
- ◆患者の主な疾患（重い疾患）について知識をつけているため、患者と相談しやすい関係が構築される
- ◆病院と密に情報連携がなされていることが患者様との信頼関係の構築に大きく寄与している
- ◆抗がん剤治療中患者のフォローアップで、重度な副作用発現を聞き取り緊急で受診観望をし、信頼を得てかかりつけ薬剤師になった例もある
- ◆主医療機関が他医療機関からの紹介患者が多く、既にかかりつけ薬局を持っている方も多いため、かかりつけ指導料の算定は行っていない。しかし、かかりつけ薬局があるにも関わらず他医療機関での周術期休薬や入院前の薬の再分包などを依頼されるケースも多く、対応している

薬局が果たす機能や役割について（自由回答抜粋）

医療機関の敷地内に立地することによる利点について

- ◆ 患者の利便性が高い。特に、1番近いことで、足が悪い方、車いすの方などの利便性があり、悪天候でも利用しやすく、患者様本人が来局しやすい。今まで本人の来局が難しかった方でも来局しやすくなっている
- ◆ 医療機関との顔の見える関係が構築しやすい
- ◆ 敷地内医療機関と意見交換や試験的な対応がしやすく、連携して取り組むことで地域全体へ向けた活動も積極的に実施できる
- ◆ 調剤基本料が安くなるため患者負担金が少なくなる
- ◆ 医療機関が少ない地域においては在宅対応できる薬局が乏しく、大型の敷地内薬局が開局したことで、地域の在宅医療を担う存在として認知され、在宅クリニックとの連携や他職種との連携が進み、在宅の薬物治療の中心的役割を果たしている
- ◆ 一般的ではない薬でも対応してもらえる
- ◆ 病院との連携が強いので緊急時の対応が早い
- ◆ 敷地内になったことで情報を得やすくなり、患者が自宅で癌治療を行う上での服薬フォローを行う事が出来るようになってきた
- ◆ 薬局が得た情報を病院へフィードバックすることで、自宅での治療を可能にする一助になっていると考える
- ◆ 主応需病院が精神科の患者様がメインということもあり、特殊な対応を必要とする患者様が多いため、病院と患者様の対応について、適宜協力できる体制を整えることができる点が強みとなっている
- ◆ 病院にお勤めの多職種の方々の往来も多く、病薬連携、多職種連携の更なる強化に繋がっている
- ◆ 勤務する薬剤師の意識が高まったと感じる。特に当薬局においてはがん患者様を中心に高度薬学管理機能が求められ、自己研鑽に励み認定を目指す職員が増えた
- ◆ 薬剤師不足地域における病棟業務などの院内業務および院外業務の棲み分けによる調剤業務および薬剤師の確保

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査 結果の概略

(本調査結果の実績値については、回答時点の直近3か月における1か月当たりの平均値に基づく)

① 敷地内薬局の体制

- ❑ 処方箋応需枚数は平均2,744枚/月（薬局平均：1,661枚）であり、1日当たりの平均勤務薬剤師数は5.7人（薬局平均：2.7人）であった。

② 高度な薬学管理機能について

- ❑ 医療用医薬品の備蓄品目数の平均は1,667品目（薬局平均：1,150品目）であった。
- ❑ OTC医薬品の平均備蓄品目数は59.6品目（薬局平均：95品目）であり、全く備蓄していない薬局の比率は3%（薬局平均：8%）であり、OTC医薬品を100品目以上備蓄していたのは18%（薬局平均：21.2%）であった。
- ❑ 特定薬剤管理指導加算2について、敷地内薬局の47.7%（薬局平均：13.6%）が施設基準の届出を行っていた。
- ❑ 敷地内薬局の半数以上が、がんや在宅医療の分野に注力していた。
- ❑ 敷地内薬局における認定薬局等の割合は、健康サポート薬局が8.2%（薬局平均：5.1%）、地域連携薬局が35.5%（薬局平均：6.8%）、専門医療機関連携薬局が12.3%（薬局平均：0.33%）であった。専門医療機関連携薬局については約1割が敷地内薬局であった。

・健康サポート薬局の届出数については、「②かかりつけ機能・地域との連携体制について」の項目を参照した。

※ 薬局平均については、敷地内薬局以外の薬局も含む調査等により得られたデータに基づく当該項目の平均値を示している。
なお、各項目によって出典、母集団が異なる場合があることに注意が必要。

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査 結果の概略

(本調査結果の実績値については、回答時点の直近3か月における1か月当たりの平均値に基づく)

② かかりつけ機能・地域との連携体制について

- ❑ 専門薬剤師の人数について、敷地内薬局においてもほとんどの薬局と同様に0人であったが、地域薬学ケア専門薬剤師（がん）については、その12%を敷地内薬局が占めていた。
- ❑ 敷地内薬局の90%以上が自薬局単独で夜間・休日に調剤や相談に対応する体制を整備しており、半数以上の薬局において、月に1回以上時間外等加算の算定実績があった。
- ❑ 地域支援体制加算の算定実績がある敷地内薬局は52.7%であり、うち約96%の薬局で連携強化加算の算定実績があった。
- ❑ かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定実績は平均126.4回/月であった。
- ❑ 敷地内薬局における1か月当たりのフォローアップの実施件数の中央値は20回であった。
- ❑ 在宅患者への対応実績がある敷地内薬局は85%であり、1か月当たりの算定実績は平均43.2回、うち80薬局の敷地内薬局では在宅関連の加算※の算定実績があった。
※ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2、在宅患者への麻薬の調剤実績、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算、在宅患者に対する小児特定加算、在宅中心静脈栄養法加算
- ❑ 敷地内薬局の51.8%に無菌調剤の対応実績があり、他局との共同利用に対応している薬局が15%あった。
- ❑ 敷地内薬局の84.1%に麻薬の調剤実績があり、その平均は32.5回/月であった。
- ❑ 敷地内薬局の31.4%が地域ケア会議、50.9%がサービス担当者会議へ参加していた。

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査 結果の概略

③ 敷地内医療機関との連携体制について

- ❑ 敷地内薬局において平均51.7医療機関の処方箋を受け取っていたが、処方箋集中率は93.1%と高かった。
- ❑ 敷地内薬局において、医療機関の求めで医療機関に情報提供した実績は平均65.5回/月、うち、敷地内の医療機関からの求めによるものは13.0回/月であった。また、患者・家族の求めで医療機関に情報提供した実績は平均38.5回/月であり、情報提供したことがある薬局のうち、敷地内の医療機関への情報提供は平均35.4回/月であった。
- ❑ 敷地内薬局の20%が同一敷地内の医療機関のカンファレンスに参加していた。
- ❑ 敷地内薬局の34.1%が地域のお他薬局も含めて同一敷地の医療機関とプロトコールに基づく問合せの簡素化に関する協議を行っており、敷地内薬局のみで協議している場合も含めると、敷地内薬局の50.5%が、同一敷地内の医療機関と協議していた。

④ 薬局の開設について

- ❑ 回答のあった敷地内薬局のうち、同一敷地内の病院の開設者としては、「医療法人」が最も多く、一方、（独）国立病院機構、国民健康保険組合、（独）地方医療機能推進機構（JCHO）、個人を同一敷地内の病院の開設者とする薬局はなかった。
- ❑ 公募型プロポーザルが「あった」と回答したのは78薬局あり、「なかった」と回答したのは59薬局であった。「あった」と回答した薬局における公募要件の内容については、「県内での薬局の運営実績があること」が最も多かった。
- ❑ 敷地内医療機関との特別な関係※として、「医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある」が最も多かった。

※ 診療報酬の調剤基本料の施設基準において、「特別調剤基本料」に該当する可能性がある場合として示されている関係を指す。